



平成30年度文化芸術振興費補助金  
国際文化芸術発信拠点形成事業

募集案内

申請書類の提出期間

平成30年1月25日(木)～平成30年1月31日(水)18時必着  
(事前相談期間：平成30年1月15日(月)～平成30年1月24日(水))

文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室

# 目 次

・ 事業概要	1
1. 事業の目的	1
2. 支援期間	1
3. 補助金交付の対象となる事業期間	1
4. 補助事業者	1
5. 支援対象事業	2
6. 補助金の額	2
・ 応募概要	6
1. 申請書類の提出期間	6
2. 提出書類等	6
3. 実施計画書の作成等に関する留意点	7
4. 事業に関する問合せ及び相談先	7
5. 文化プログラムへの参画について	8
・ 審査及び審査後の手続について	11
1. 審査について	11
2. 審査後の手続について	12
・ その他の留意事項等	12
1. 事業実施に当たっての留意点	12
2. 国際文化芸術発信拠点形成事業の名称の明記	13
3. 文化庁からの補助金の適正な使用について	13
・ 補助金交付までの流れ	14
・ 各種様式	16
・ 記載にあたっての留意点	27
・ Q & A	36
・ 補助金交付要綱	39

# ．事業概要

## 1．事業の目的

文化芸術を社会の基盤と位置づけ、文化資源によって付加価値を生み、社会的・経済的な価値を創出することにより、文化芸術立国の実現を図る。このため、地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020 東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

## 2．支援期間

最長5年間（平成30年度～平成34年度）の支援

平成32年度に中間評価を実施して事業の成果を確認し、その結果に応じ支援の見直しを行います。

## 3．補助金交付の対象となる事業期間

平成30年4月2日又は交付決定の通知日から平成31年3月31日まで

本年度の申請で上記の事業期間に生じる経費について補助します。平成31年度以降の補助金については年度ごとに申請をしていただく必要があります。

## 4．補助事業者

以下のいずれかのもの

(1) 地方公共団体

(2) 実施計画のコアとなる文化芸術事業の実施及びこれに付随する文化芸術、観光、経済の振興等を目的とする実行委員会であって以下の要件をすべて満たすもの

地方公共団体を中核とし、民間企業等を含む複数の団体で組織されていること

地方公共団体が実行委員会と並ぶ主催者として参画する場合であっても申請が認められる場合があります

地方公共団体の会計規則に準じる会計に関する定めがあること

定款に準じる規約を有すること

会計責任者を置くとともに、これとは別に本補助事業に係る会計関係書類を管理する監査責任者を置き、会計処理を適正かつ正確に行える体制を有していること

中核となる地方公共団体において、事業終了後5年間当該事業に係る契約書、経費の出納を明らかにする帳簿及びその関連資料を保管することができること

活動の本拠としての事務所を有すること

## 5 . 支援対象事業

芸術祭等の文化芸術事業をコアとし、他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する総合的な取組であって、以下の実施計画の要件をすべて満たすもの。

### 実施計画の要件

- ・文化芸術事業の実施をコアとし、地域のブランド化、インバウンド増加に資する国際発信の取組等を総合的に行う計画であること
- ・芸・産学官が連携した事業実施体制を構築して行う取組であること
- ・国庫補助金のほか、地方公共団体の自己負担、民間資金等を用いて実施する取組であること
- ・コアとなる文化芸術事業の実施に関するディレクター又はプロデューサーを配置していること
- ・事業実施の効果について明確な目標を設定し、地元の大学やシンクタンク等の専門機関による効果検証を行う計画であること
- ・支援終了後も継続する計画であること
- ・支援期間中の取組の中で、民間資金等を含む自己財源を増加させ、安定的に事業を実施し、文化芸術事業を含む事業全体が発展・充実していく計画であること
- ・国際文化芸術発信拠点としての新たな取組を含むこと（既存の文化芸術事業をコアとする計画であっても、新規性のある取組を盛り込む必要があります）
- ・多言語対応等訪日外国人の受入環境の整備又は障害者等の文化芸術活動に関する阻害要因を取り除く取組を行うこと
- ・平成 32 年度に、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に世界にアピールする取組を含む計画であること

平成 32 年度に中間評価を行います。平成 32 年度までにコアとなる文化芸術事業を 1 回以上実施してください。

## 6 . 補助金の額

事業実施に必要な補助対象経費のうち、次の全ての条件を満たす金額を、予算の範囲内で補助します。

原則各年 3 億円を上限とする

総事業費の 1 / 2 を上限とする

中核となる地方公共団体の負担額の 10 倍を上限とする

< 補助金申請の下限額 >

- ・原則 5 年間の補助金申請予定額が合計 3 億円以上
- ・原則各年 5,000 万円以上 単年度の下限額は、事業の拡充・発展の計画内容等により総合的に判断します

### 実績報告時の国庫補助額の算定についての考え方

決算時において事業収入等が予算を上回り、地方公共団体負担額と国庫補助額を予算時と同額とした場合に、収入額が支出額を上回り余剰が生じたときは、余剰額全額を国庫補助額から減額するか、または、補助金申請時の予算における【地方公共団体負担額：国庫補助額】と同比率で余剰金を按分し、それぞれの負担額を減額することで収支を一致させ、国庫補助額を算出してください。

各補助対象経費の積算において、社会通念上著しく高額と認められる場合は、補助の対象外とします。

### 補助対象経費

区分	費目	内 訳
出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原資料、企画制作料等
舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)、会場設営費、会場撤去費等
賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・ 共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 臨時に雇用する場合に限る。
	旅 費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等
雑役務費 消耗品費 等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費

委託費・ 補助金	委託費	委託費
	補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。

- (注) 1. 補助対象事業における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費については、補助対象経費の企画制作料に計上できます。
2. 地方公共団体が所有する施設の使用料については、減免措置等の規定がない場合は、補助対象経費の会場使用料に計上できます。
3. シンクタンク等の専門機関による効果検証に係る経費については、補助対象経費の雑役務費又は委託費に計上することができます。

#### 補助対象とならない経費

事務職員給与 事務所維持費(生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。)  
事務機器・事務用品等の購入・借用費 航空・列車・船舶運賃の特別料金(ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金等) タクシー料金 ビザ取得経費  
印紙代 振込手数料 交際費・接待費 手土産代 レセプション・パーティーに係る経費 打ち上げ費 飲食に係る経費(食材費も含む。ただし、会議の際提供のお茶代は可) 施設整備費 備品等購入費 等  
これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

## 諸謝金単価表（参考）

諸謝金の単価を定めていない等の場合には、この単価表の額を参考にしてください。

	区 分	単 位	日額・件数単価	時間単価	備 考
1	会議出席謝金(A)	回・時間	22,700	11,300	審議会同等の会議に適用(会長クラス)
2	会議出席謝金(B)	回・時間	19,600	9,800	審議会同等の会議に適用(委員クラス)
3	会議出席謝金(C)	回・時間	17,700	8,800	審議会同等の会議に適用(臨時委員クラス)
4	会議出席謝金(D)	回・時間	14,000	7,000	協力者会議等の会議出席謝金に適用する
5	座談会等出席謝金	回・時間	16,400	8,200	対談・座談会
6	講演謝金(A)	時間	-	11,300	大学学長等が専門的な講演・講義をするもの
7	講演謝金(B)	時間	-	7,900	大学教授等が専門的な講演・講義をするもの
8	特別講演謝金(A)	回	57,000	-	著名人によるワークショップの講演など
9	特別講演謝金(B)	回	35,000	-	ワークショップの講演など
10	指導・実技・実習等謝金	時間		5,100	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料に該当するもの
11	助言等謝金	時間		5,100	政策の立案等の参考になるものやコメントを述べる程度のもの
12	作業補助等労務謝金	時間		1,040	集計、会場整理等(継続2ヶ月以内)
13	作業補助等労務謝金	時間		1,040	集計、会場整理等(継続2ヶ月超)
14	司会・報告者謝金	時間		4,600	司会、報告会に対する謝礼
15	演奏謝金	時間		6,400	演奏に対する謝礼
16	審査謝金(選考会)	回・時間	14,000	7,000	討論形式による選考会、書類審査
17	審査謝金(書類審査A)	件	3,500		討論形式によらない書類審査(一般競争(総合評価落札方式)の技術審査など)
18	審査謝金(書類審査B)	件	389		討論形式によらない書類審査
19	原稿謝金(日本語A)	枚	2,500		400字。思想・文献・随想・提言等
20	原稿謝金(日本語B)	枚	2,000		400字。一般的なもの
21	原稿謝金(外国語A)	枚	5,000		200語。思想・文献・随想・提言等
22	原稿謝金(外国語B)	枚	4,000		200語。一般的なもの
23	通訳謝金(英語)	時間		10,400	
24	通訳謝金(その他)	時間		10,500	
25	翻訳謝金(和文英訳)	枚	5,700		和文 英文(200ワード)、仕上り1枚当
26	翻訳謝金(英文和訳)	枚	3,800		英文 和文(400字)、仕上り1枚当
27	翻訳謝金(その他和訳)	枚	5,200		英文以外 和文(400字)、仕上り1枚当
28	揮毫謝金	枚	150		名前、日付程度

## ．応募概要

### 1 ．申請書類の提出期間

平成30年1月25日（木）から平成30年1月31日（水）（18時必着）

### 2 ．提出書類等

以下の書類を提出してください。なお、提出後の差し替えは一切認められません。

- ・平成30年度国際文化芸術発信拠点形成事業 実施計画書
- ・収支予算書（内訳書等も含む）

#### 提出方法

以下の専用Webサイトから、提出書類の電子データ（PDF及びExcel）をアップロードしてください。

URL：http://chiikiglocal.go.jp/oubo2/

アップロードされたPDFを原本として扱いますので、印刷範囲が正しく設定されているか、事前に御確認ください。なお、Excelにつきましては、計算式の確認等に使用させていただきます。

アップロードに当たりましては、事前にメールアドレスを登録していただき、アップロード終了後に到着確認のメールを送信します。もし、確認のメールが届かない場合は、下記の問合せ先まで御連絡ください。

システムの都合等により専用Webサイトを利用できない場合は、提出先まで御相談ください。

締切直前はアクセスが集中し、アップロードに時間がかかることも見込まれますので御留意ください。

#### 提出に関する問合せ

文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 事務局

〒105-0022

東京都港区海岸1-16-1ニューピア竹芝サウスタワー

株式会社富士通総研 公共・地域政策グループ

電話：03-5401 8413（平日9:30～17:30）【ただし11:40～12:40を除く】

E-mail：fri-bunkaplat@ml.jp.fujitsu.com

本事業は、株式会社富士通総研に応募受付等事務の一部を委託しています。

### 3. 実施計画書の作成等に関する留意点

#### (1) 実施計画について

文化芸術事業をコアとした国際文化芸術発信拠点を形成するための総合的な取組全体について5年間の計画内容を記載してください。

また、支援期間終了後の計画についても記載してください。

#### (2) 他省庁の支援事業への活用について

他省庁の支援事業と組み合わせて補助を受け、事業の実施の効果を高めようとする取組は、審査において加点要素となります。他省庁の支援事業への申請実績（又は予定）がある場合、省庁名、補助事業名、補助金額等を記載してください。

#### (3) 文化芸術によるまちづくりの実績・計画について

公共空間・施設整備等におけるパブリックアートの導入や、創造都市への取組等、文化芸術により地域の価値を高めようとする取組は、審査において加点要素となります。これらの取組の実績又は計画がある場合、具体的な取組内容等を記載してください。

#### (4) 文化庁の他の補助金との重複について

原則として、補助を受けようとする同一の事業内容について、文化庁の他の補助事業に応募することはできません。ただし、文化芸術創造点形成事業に限り重複申請は可能ですが、採択はいずれか一方となります。

また、補助を受けようとする同一の事業内容について、芸術文化振興基金へ応募することは可能です。なお、本事業と芸術文化振興基金ともに採択となった場合には、どちらの補助を受けるかを選択していただきます。

#### (5) 申請金額について

補助金の額は、文化庁の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、申請金額全てを満たすとは限りません。

### 4. 事業に関する問合せ及び相談先

事業について、内容の照会や事業規模、経費等について御相談等ある場合は、次の担当まで事前に御連絡ください。

文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室

03 - 5253 - 4111 (内線2836)

## 5 . 文化プログラムへの参画について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京2020大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、文化プログラムを全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京2020大会を契機に「文化プログラム」を推進し、共生社会の実現や国際化の進展を促進することなどを重点政策としております。本事業に申請される団体等におかれましては、可能な限り、こうした2020年以降へのレガシー創出に資する「文化プログラム」を実施するとともに、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いいたします。

### 認証プログラム

#### 1 . 東京2020文化オリンピアード（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京2020大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京2020公認文化オリンピアード）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人、公益法人等が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業（東京2020応援文化オリンピアード）が対象です。

2016年10月から認証が開始されており、これまで多くの事業が「東京2020文化オリンピアード」の認証を受けています。2017年7月20日からは、応援文化オリンピアードの対象団体が拡大（非営利団体等）されました。詳細は以下をご参照ください。

<東京2020組織委員会ホームページ>

<https://tokyo2020.jp/>

#### 2 . beyond2020プログラム（文化庁、内閣官房等）

2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出す文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証しています。

具体的には、日本文化の魅力を発信する取組であるとともに、障害者にとってのバリアを取り除く取組、または、外国人にとっての言語の壁を取り除く取組を含んだ活動であることを要件としています。

国や地方公共団体等の公的機関に加え、非営利団体、商工会議所、民間事業者等、営利・非営利を問わず、多様な団体が行う活動が対象です。

認証は、内閣官房オリパラ事務局や地方自治体等とともに文化庁でも行っています。

文化情報プラットフォーム（ポータルサイト Culture NIPPON）

文化庁では、全国各地の文化イベント（文化プログラム）や文化施設等の情報を一元的に集約し、オープンデータとして国内外に発信する「文化情報プラットフォーム構想」を進めており、本構想の一環で構築・運営している文化プログラムポータルサイト「Culture NIPPON」上で認証を行っています。詳細は、以下をご参照ください。

<Culture Nippon ホームページ>

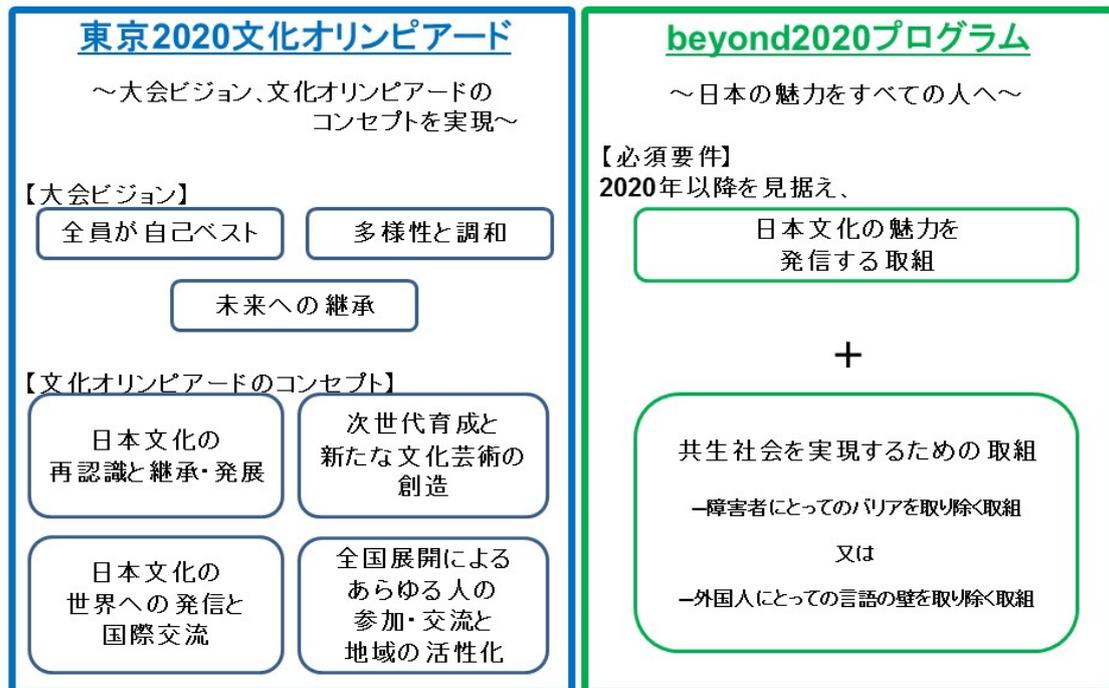
<http://culture-nippon.go.jp>

- 1 両プログラムへ重複して申請することも可能です。
- 2 「Culture Nippon」では、beyond2020 プログラムだけでなく、一般の文化イベント（文化プログラム）情報も発信することができます。積極的にご活用ください。

## 東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組

	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議
プログラム	<b>東京2020文化オリンピック</b>	<b>beyond2020 プログラム</b>
	<b>東京2020公認 文化オリンピック</b>	
概要	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム  東京大会の主なステークホルダー等が大会ビジョンの実現に相応しい文化芸術性の高い事業を実施	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム  非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施。
実施主体	組織委員会、国、開催都市、会場所在地方公共団体、公式スポンサー、JOC、JPC	会場所在地以外の地方公共団体、独立行政法人を含む非営利団体
ロゴマーク		

## 各プログラムの認証要件



## ．審査及び審査後の手続きについて

### 1．審査について

提出された書類をもとに、外部有識者による審査を経て、採択事業を決定します。審査は、実施計画の内容、事業の実施方法等について、以下に掲げる審査の視点により総合的に評価します。

#### < 審査の視点 >

##### 【事業内容】

コアとなる文化芸術事業が十分な集客を見込めるものであるか

国際発信計画の内容が十分な効果を見込める内容であるか

行政と民間企業等が連携した実施体制であるか

年間を通じた地域のブランド化が図れているか

国際文化芸術発信拠点としての新たな取組があり、十分な効果を見込めるものであるか

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の好機を生かした計画となっているか

観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的に連携し、経済効果を高める工夫がされているか

コアとなる文化芸術事業に関するディレクター又はプロデューサーの人選は適切か  
総事業費、国庫補助額に対し、十分な経済効果が見込める事業であるか

訪日外国人向けの取組（多言語対応や、訪日外国人が鑑賞・体験できる魅力的な内容とする工夫等）や障害者等の文化芸術活動に関する阻害要因を取り除く取組が行われ、受入環境整備を図っているか

実現可能な内容・事業規模になっているか

地域の文化資源を活用した計画となっているか

地域課題（人口の減少、過疎高齢化、若年層の流出、観光客の減少、中心市街地の衰退等）を踏まえた取組が行われているか

事業実施による効果等について、これまでの実績等を踏まえ適切な目標が設定されているか。また、具体的な数値が設定されているか

計画期間終了後独自で取り組めるなど事業の継続が見込まれるか

文化芸術立国としての国家ブランドの確立への寄与度

##### 【資金計画】

支援期間終了後自立が期待できる資金計画であるか

民間資金を活用した資金計画であるか

計画に対して妥当な経費が計上されているか

支援期間中の取組の中で民間資金等を含む自己財源を増加させ、支援期間中における国庫補助金の額の合計が補助対象経費の合計の2分の1以内となる取組を評価の基本とします。補助金の額は、事業計画の内容や審査における評価等を鑑み、補助対象経費の2分の1を基本に総事業費の2分の1を上限として文化庁が決定します。

## 2. 審査後の手続について

### (1) 審査結果の通知

応募された実施計画の審査結果については、採否にかかわらず、平成30年3月下旬（予定）に文書により通知します。

### (2) 補助金交付申請書の提出

補助事業者として採択する旨の通知を受けた地方公共団体又は実行委員会が、これを受諾した場合には、補助金交付申請書及び必要書類を所定の期間内に文化庁へ提出していただく必要があります。

文化庁は、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、地方公共団体又は実行委員会へ通知します。

### (3) 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた地方公共団体又は実行委員会は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。

### (4) 補助金の交付

文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、地方公共団体又は実行委員会に通知し、補助金を交付します。

## その他の留意事項等

### 1. 事業実施に当たっての留意点

#### (1) 実施計画の変更

事業開始後、実施計画の内容に変更が生じた場合は、文化庁に速やかに報告してください。

#### (2) 事業の実施報告

事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、年度終了後、事業実施報告書等を提出していただく場合があります（事業完了後に提出していただく実績報告書とは別の報告書です）。事業実施報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

なお、事業実施報告書において、実績が計画と著しく異なる、効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、採択を取り消すことがあります。

### (3) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業当該事業に係る契約書、経費の出納を明らかにする帳簿及びその関連資料を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

### (4) 完了検査等

事業終了後、文化庁の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地検査をする場合があります。

本事業は、会計実地検査の対象事業であり、会計検査院から指示があった場合には、実地検査に協力していただく必要があります。

上記検査で不適切な会計処理が明らかになった場合には、既に交付した補助金を国庫に返還を命ずることがありますので、適切な事業実施に努めてください。

## 2. 国際文化芸術発信拠点形成事業の名称の明記

採択された地方公共団体又は実行委員会は、事業に関するポスター、チラシ、プログラム等に「平成30年度 文化庁 国際文化芸術発信拠点形成事業」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を必ず表示してください。

<表示例>



平成30年度 文化庁 国際文化芸術発信拠点形成事業

英語表記

Supported by the Agency for Cultural Affairs Government of Japan in the fiscal 2018

## 3. 文化庁からの補助金の適正な使用について

芸術文化に係る補助金等をめぐりこれまで不正行為が度々行われたことは極めて遺憾であり、このことは国の芸術文化行政に対する国民の信頼を損ないかねない重大な問題です。

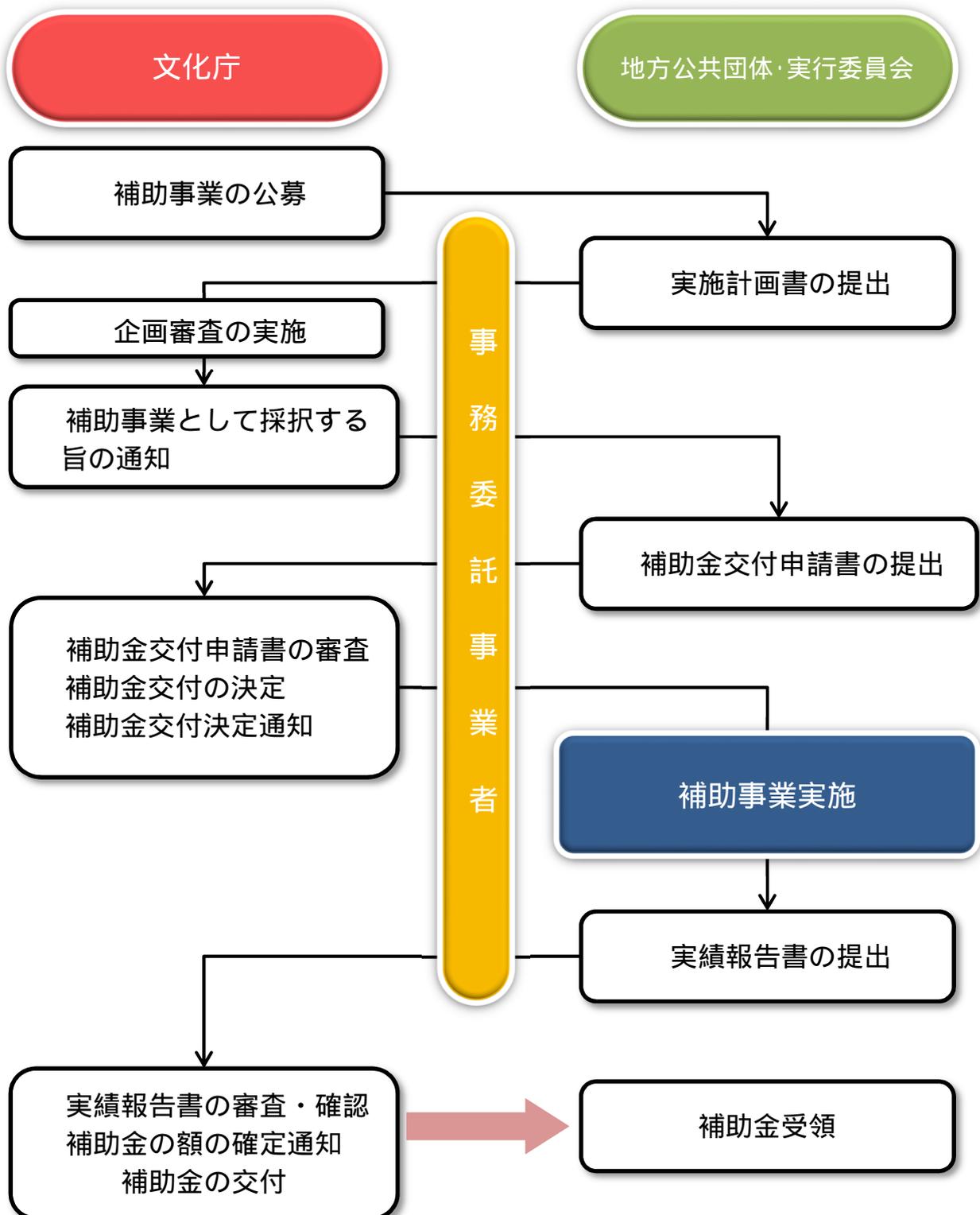
補助事業の執行にあたっては、補助金の適正な使用方法を改めて徹底するとともに、管理運営の適正化、事務処理体制の整備、関係者の意識向上等を行うことが必須となります。

不正行為があった場合は、以後の補助金の応募制限を行う等、厳正な対応を行います。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/hojokin\\_shiyo.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/hojokin_shiyo.html)

## ・補助金交付までの流れ



本事業は、株式会社富士通総研に応募受付等事務の一部を委託しています。

項 目	内 容
補助事業の公募	文化庁は、文化芸術振興費補助金の交付の対象となる事業について公募します。
実施計画書の提出	補助金の交付を希望する地方公共団体又は実行委員会は、実施計画書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
企画審査の実施	文化庁は、外部有識者による審査を経て、補助金の交付の対象となる事業及び交付しようとする補助金の額を決定します。
補助事業として採択する旨の通知	文化庁は、 の決定について、平成30年3月下旬（予定）に、実施計画書を提出した地方公共団体又は実行委員会へ通知します。なお、不採択となった団体にも同時に審査結果を通知します。
補助金交付申請書の提出	補助事業者として採択する旨の通知を受けた地方公共団体又は実行委員会は、これを受諾した場合、補助金交付申請書（以下「申請書」という）を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
補助金交付申請書の審査 補助金交付の決定 補助金交付決定通知	文化庁は申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書により、申請書を提出した地方公共団体又は実行委員会へ通知します。
実績報告書の提出	補助金交付決定の通知を受けた地方公共団体又は実行委員会は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に文化庁へ提出してください。
実績報告書の審査・確認 補助金の額の確定通知 補助金の交付	文化庁は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付決定の際に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、地方公共団体又は実行委員会に通知し、補助金を交付します。



5. 5年間の計画					
【平成30年度】					
【平成31年度】					
【平成32年度】 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に行う取組についても記載してください					
【平成33年度】					
【平成34年度】					
【平成35年以降】					
6. 資金計画					(千円)
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
中核となる地方公共団体負担額					
その他の地方公共団体負担額					
補助金・助成金					
寄附金・協賛金					
事業収入					
その他					
国庫補助金申請(予定)額					
総事業費	0	0	0	0	0

7. コアとなる文化芸術事業	
(1) 事業の概要	
(2) 過去の実施実績	
(3) 直近開催時の実績	
参加者数	人 (うち訪日外国人: 人、%)
総事業費	円
経済的効果	円
8. 実施体制	
(1) 中核となる地方公共団体:	
(2) 参画企業・団体等	
名称:	役割:
(3) 実施体制	
9. 国際発信に係る取組	

10. 地域のブランド化に向けた取組		
11. 訪日外国人向けの取組・障害者等の文化芸術活動に関する阻害要因を取り除く取組		
12. 関連分野と連携して行う取組		
13. 文化芸術によるまちづくりの実績・計画		
中核となる地方公共団体の文化芸術政策の実績		
(1) 創造都市ネットワーク日本に加盟	加盟年月日	
(2) ユネスコ創造都市ネットワークに加盟	加盟年月日	
(3) 文化芸術創造都市で文化庁表彰を受彰	受彰年度	
(4) 東アジア文化都市採択地方公共団体	採択年度	

14. コアとなる文化芸術事業の実施に関するディレクター・プロデューサー人材の職務と経歴			
氏名	ふりがな		
所属・役職			
契約内容	常勤(任期なし)		
	常勤(任期あり)	任期:平成 年 月 日~平成 年 月 日	
	非常勤	任期:平成 年 月 日~平成 年 月 日	
	外部委託	任期:平成 年 月 日~平成 年 月 日	
担当業務			
経歴	期間	所属及び職務内容	
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
これまで携 わったことの ある 文化芸術事業	年月日	事業名	役職・担当等
備考			

15.平成30年度の実施計画	
(1)平成30年度実施計画の内容	
(2)平成30年度実施計画の達成目標(経済的価値や社会的価値等)	
参加者数の目標値	人(うち訪日外国人: 人、%)
経済波及効果の目標値	円
その他の指標と目標値	<指標>
	<目標値>
<目標値の算出根拠>	
<効果検証の方法>	
16.他省庁の支援事業の活用	
17.芸術文化振興基金への応募の有無	
舞台芸術等の創造普及活動へ応募	地域の文化振興等の活動へ応募
応募していない	
18.申請済又は申請予定の文化プログラム認証	
(1)東京2020公認プログラム	・申請済(認証番号: )・申請予定 あり / なし
(2)東京2020応援プログラム	・申請済(認証番号: )・申請予定 あり / なし
(3)beyond 2020プログラム	・申請済(認証番号: )・申請予定 あり / なし



【収支予算書】

(収入の部)

(単位:円)

区 分	予定額	備考
中核となる地方公共団体負担額		
その他の地方公共団体負担額		
補助金・助成金		
寄附金・協賛金		
事業収入		
その他		
小 計(A)		
国庫補助額		
合 計(B)		

(支出の部)

(単位:円)

区分	細目	予定額	備考
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	
		音楽費	
		文芸費	
	舞台・会場・設営費	舞台費	
		作品借料	
		上映費	
		会場費	
		運搬費	
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	
		旅費	
		報償費	
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	
		消耗品費	
		通信費	
		会議費	
	委託費・補助金	委託費	
		補助金	
	小 計(C)		
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額			
補助対象経費計(D)			
補助対象外経費	出演・音楽・文芸費	出演費	
		音楽費	
		文芸費	
	舞台・会場・設営費	舞台費	
		作品借料	
		上映費	
		会場費	
		運搬費	
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	
		旅費	
		報償費	
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	
		消耗品費	
		通信費	
		会議費	
		その他	
	委託費・補助金	委託費・補助金	
小 計(E)			
合 計(F)			

[内訳書1]  
(収入の部)

(単位:円)

区分	事業番号	1	2	3	4	予定額 合計
	事業名 (取組名)					
	執行団体名					
		予定額	予定額	予定額	予定額	
中核となる地方公共団体負担額		0	0	0	0	0
その他地方公共団体負担額		0	0	0	0	0
補助金・助成金		0	0	0	0	0
寄附金・協賛金		0	0	0	0	0
事業収入		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
小計(A)		0	0	0	0	0
国庫補助額		0	0	0	0	0
合計(B)		0	0	0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

区分	費目	事業番号	1	2	3	4	予定額 合計
		事業名 (取組名)					
		執行団体名					
			予定額	予定額	予定額	予定額	
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0	0
	舞台・会場・設営費	舞台費	0	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0	0
		運搬費	0	0	0	0	0
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	0	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0	0
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	0	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0	0
		通信費	0	0	0	0	0
		会議費	0	0	0	0	0
	委託費	委託費	0	0	0	0	0
	小計(C)		0	0	0	0	0
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額		0	0	0	0	0	
補助対象経費計(D)		0	0	0	0	0	
補助対象外経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0	0
	舞台・会場・設営費	舞台費	0	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0	0
		運搬費	0	0	0	0	0
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	0	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0	0
		報償費	0	0	0	0	0
雑役務費・消耗品費等	雑役務費	0	0	0	0	0	
	消耗品費	0	0	0	0	0	
	通信費	0	0	0	0	0	
	会議費	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	
委託費	委託費	0	0	0	0	0	
小計(E)		0	0	0	0	0	
合計(F)		0	0	0	0	0	

内訳書2-1	内訳書2-2	内訳書2-3	内訳書2-4
--------	--------	--------	--------

【内訳書2-1】

執行団体名: \_\_\_\_\_

事業(取組)名: \_\_\_\_\_

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No.	補助 対象外	区分	費目	内 訳	(単価)	× (数量)	(単位)	× (数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(金額)
1													0
2													0
3													0
4													0
5													0
6													0
7													0
8													0
9													0
10													0
11													0
12													0
13													0
14													0
15													0
16													0
17													0
18													0
19													0
20													0
21													0
22													0
23													0
24													0
25													0
26													0
27													0
28													0
29													0
30													0
31													0
32													0
33													0
34													0
35													0
36													0
37													0
38													0
39													0
40													0
41													0
42													0
43													0
44													0
45													0
46													0
47													0
48													0
49													0
50													0
51													0
52													0
53													0
54													0
55													0

【委託内訳書2- -】

受託者:

事業(取組)名:

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No.	補助 対象外	区分	費目	内 訳	(単価)	×	(数量)	(単位)	×	(数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(金額)
1															0
2															0
3															0
4															0
5															0
6															0
7															0
8															0
9															0
10															0
11															0
12															0
13															0
14															0
15															0
16															0
17															0
18															0
19															0
20															0
21															0
22															0
23															0
24															0
25															0
26															0
27															0
28															0
29															0
30															0
31															0
32															0
33															0
34															0
35															0
36															0
37															0
38															0
39															0
40															0
41															0
42															0
43															0
44															0
45															0
46															0
47															0
48															0
49															0
50															0
51															0
52															0
53															0
54															0
55															0

## ・記載にあたっての留意点

平成30年度 国際文化芸術発信拠点形成事業 実施計画書

補助事業者名

担当部署

同一の事業内容について「文化芸術創造拠点形成事業」にも申請を行った場合は必ず「あり」を選択し、申請者名、実施計画の名称を記載してください

- )

/ FAX

E

「文化芸術創造拠点形成事業」への重複申請の有無

あり

なし

「あり」の場合

申請者名:

実施計画の名称:

1. 実施計画の名称	
2. 実施計画の期間	
3. 実施計画の趣旨・目的・目標とする成果	
4. 実施計画の概要 5年間の取組全体の概要を記載してください	
<p>【新たな取組】</p> <div data-bbox="853 1736 1380 1892" data-label="Text"> <p>国際文化芸術発信拠点としての新たな取組を含むことが実施計画の要件となります。新たな取組の内容についても記載してください。</p> </div>	

5. 5年間の計画					
【平成30年度】					
【平成31年度】					
【平成32年度】 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に世界にアピールする取組をこの年度に行うことが必要です。該当する取組内容についても記載してください。					
【平成33年度】					
【平成34年度】					
【平成35年以降】					
6. 資金計画					
	平成30年度	平成31年度			
中核となる地方公共団体負担額					
その他の地方公共団体負担額					
補助金・助成金					
寄附金・協賛金					
事業収入					
その他					
国庫補助金申請(予定)額					
総事業費	0	0	0	0	0

7. コアとなる文化芸術事業	
(1) 事業の概要	これまでの事業に加え、国際文化芸術発信拠点としての新たな取組を行う場合は該当部分がわかるように記載してください。
(2) 過去の実施実績	新たに文化芸術事業を立ち上げる場合は、予定している内容、見込まれる参加者数等を記載してください。
(3) 直近開催時の実績	
参加者数	人 (うち訪日外国人: 人、 %)
総事業費	円
経済的効果	円
8. 実施体制	
(1) 中核となる地方公共団体:	
(2) 参画企業・団体等	
名称:	役割:
(3) 実施体制	
事務局の所在や、参画団体の連携状況がわかるよう実施体制図を作成してください。	
9. 国際発信に係る取組	
<p>インバウンド増加に資する国際発信の取組内容について、ターゲットとする国や地域、手法、時期などについて地域の持つポテンシャル等も含め詳細に記載してください。</p> <p>国際文化芸術発信拠点としての新たな取組を行う場合は該当部分がわかるように記載してください。</p>	

10.地域のブランド化に向けた取組	<p>文化芸術事業をコアとして、地域をブランド化するための取組について記載してください。</p> <p>国際文化芸術発信拠点としての新たな取組を行う場合は該当部分がわかるように記載してください。</p>
11.訪日外国人向けの取組・障害者等の文化芸術活動に関する取組	<p>多言語対応、バリアフリー化等、訪日外国人や障害者等の受入環境整備について記載してください。</p> <p>国際文化芸術発信拠点としての新たな取組を行う場合は該当部分がわかるように記載してください。</p>
12.関連分野と連携して行う取組	<p>経済効果を高めるために、観光、食、国際交流等の関連分野と連携して行う取組について記載してください。</p> <p>国際文化芸術発信拠点としての新たな取組を行う場合は該当部分がわかるように記載してください。</p>
13.文化芸術によるまちづくりの実績・計画	<p>公共空間・施設整備等におけるパブリックアートの導入や、創造都市への取組等、文化芸術により地域の価値を高めようとする取組の実績や計画がある場合、審査において加点要素となります。該当する取組があれば具体的に記載してください。</p>
中核となる地方公共団体の文化芸術政策の実績	
(1) 創造都市ネットワーク日本に加盟	加盟年月日
(2) ユネスコ創造都市ネットワークに加盟	加盟年月日
(3) 文化芸術創造都市で文化庁表彰を受彰	受彰年度
(4) 東アジア文化都市採択地方公共団体	採択年度

14. コアとなる文化芸術事業の実施に関するディレクター・プロデューサー人材			
氏名	<p>次回開催時のディレクター・プロデューサーが決まっていない場合は、前回開催時の実績を記載してください。また併せて、次回のディレクター・プロデューサーの選定方法について備考欄に記載してください。</p>		
所属・役	<p>ディレクター・プロデューサーを複数配置する場合は、シートをコピーしてシート名を「計画書(5)-2」、「計画書(5)-3」...としてください。</p>		
契約内容	常勤(任期なし)		
	常勤(任期あり)	任期:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	非常勤	任期:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	外部委託	任期:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
担当業務			
経歴	期間	所属及び職務内容	
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
これまで携 わったこと のある 文化芸術事業	年月日	事業名	役職・担当等
備考			

15.平成30年度の実施計画										
(1)平成30年度実施計画の内容										
(2)平成30年度実施計画の達成目標(経済的価値や社会的価値等)										
<table border="1"> <tr> <td>参加者数の目標値</td> <td>.....人(うち訪日外国人.....人.....%)</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果の目標値</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の指標と目標値</td> <td>&lt; 指標 &gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt; 目標値 &gt;</td> </tr> </table>	参加者数の目標値	.....人(うち訪日外国人.....人.....%)	経済波及効果の目標値		その他の指標と目標値	< 指標 >	< 目標値 >	<p>各目標値の算出根拠と効果検証の方法を必ず記載してください。実績報告において、今回記載の目標値に対する成果の検証を行っていただきます。</p> <p>経済波及効果については、専門機関による検証を行ってください。</p>		
参加者数の目標値	.....人(うち訪日外国人.....人.....%)									
経済波及効果の目標値										
その他の指標と目標値	< 指標 >									
	< 目標値 >									
<p>&lt; 目標値の算出根拠 &gt;</p> <p>&lt; 効果検証の方法 &gt;</p>										
16.他省庁の支援事業の活用										
17.芸術文化振興基金への応募の有無										
<table border="1"> <tr> <td>舞台芸術等の創造普及活動へ応募</td> <td>地域の文化振興等の活動へ応募</td> <td>応募していない</td> </tr> </table>		舞台芸術等の創造普及活動へ応募	地域の文化振興等の活動へ応募	応募していない						
舞台芸術等の創造普及活動へ応募	地域の文化振興等の活動へ応募	応募していない								
18.申請済又は申請予定の文化プログラム認証										
<table border="1"> <tr> <td>(1)東京2020公認プログラム</td> <td>・申請済(認証番号:.....)</td> <td>・申請予定 あり / なし</td> </tr> <tr> <td>(2)東京2020応援プログラム</td> <td>・申請済(認証番号:.....)</td> <td>・申請予定 あり / なし</td> </tr> <tr> <td>(3)beyond 2020プログラム</td> <td>・申請済(認証番号:.....)</td> <td>・申請予定 あり / なし</td> </tr> </table>		(1)東京2020公認プログラム	・申請済(認証番号:.....)	・申請予定 あり / なし	(2)東京2020応援プログラム	・申請済(認証番号:.....)	・申請予定 あり / なし	(3)beyond 2020プログラム	・申請済(認証番号:.....)	・申請予定 あり / なし
(1)東京2020公認プログラム	・申請済(認証番号:.....)	・申請予定 あり / なし								
(2)東京2020応援プログラム	・申請済(認証番号:.....)	・申請予定 あり / なし								
(3)beyond 2020プログラム	・申請済(認証番号:.....)	・申請予定 あり / なし								



【収支予算書】  
 (収入の部)

国庫補助額の10分の1以上の  
 金額が必要です。

(単位:円)

区分	備考
中核となる地方公共団体負担額	
その他の地方公共団体負担額	
補助金・助成金	収入元や内訳を記載してください。
寄附金・協賛金	
事業収入	
その他	
小計(A)	千円未満切捨ててください。
国庫補助額	
合計(B)	総事業費(B)・(F)の2分の1以内の額。

(支出の部)

支出の部(F)と同額になります。(円)

区分	細目			
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費		
		音楽費		
		文芸費		
	舞台・会場・設営費	舞台費		
		作品借料		
		上映費		
		会場費		
		運搬費		
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費		
		旅費		
		報償費		
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費		
		消耗品費		
		通信費		
		会議費		
	委託費・補助金	委託費		
		補助金		
	小計(C)			
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額				
補助対象経費計(D)				
補助対象外経費	出演・音楽・文芸費	出演費		
		音楽費		
		文芸費		
	舞台・会場・設営費	舞台費		文化庁補助金を充たせずに実施する事業がある場合は、事業費を全額補助対象外経費として内訳書2を作成し、総事業費に参入してください。
		作品借料		
		上映費		
		会場費		
		運搬費		
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費		
		旅費		
		報償費		
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費		
		消耗品費		
		通信費		
		会議費		
	委託費・補助金	委託費		
		補助金		
	小計(E)			
合計(F)				

【内訳書2-1】

執行団体名:

\_\_\_\_\_

事業(取組)名:

\_\_\_\_\_

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計

(支出の部)

(単位:円)

No.	補助 対象外	区分	費目	内 訳	(単価)	× (数量)	(単位)	× (数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(金額)
1		委託費	委託費	*****	2,500,000	1	式						2,500,000
2													0
3													0
4													0
5													0
6													0
7													0
8													0
9													0
10													0
11													0
12													0
13													0
14													0
15													0
16													0
17													0
18													0
19													0
20													0
21													0
22													0
23													0
24													0
25													0
26													0
27													0
28													0
29													0
30													0
31													0
32													0
33													0
34													0
35													0
36													0
37													0
38													0
39													0
40													0
41													0
42													0
43													0
44													0
45													0
46													0
47													0
48													0
49													0
50													0
51													0
52													0
53													0
54													0
55													0

100万円を超える委託費については、別途委託内訳書を作成してください。

## . Q & A

1 . 国際文化芸術発信拠点形成事業と文化芸術創造拠点形成事業の両方に申請した場合、審査はどのように行われるのですか。

国際文化芸術発信拠点形成事業で採択となった場合、文化芸術創造拠点形成事業での採択はありません。審査は同時期に行い、審査結果の通知も同時期となります。

2 . 芸術団体や実行委員会なども事業の実施主体になることはできますか。

実行委員会は要件を満たせば申請主体になることができます。芸術団体は実行委員会に参加することはできませんが、単独で申請主体となることはできません。

3 . 地方公共団体が実行委員会と並ぶ主催者として参画している実行委員会の申請が認められるのはどのような場合ですか。

主催者として参画する地方公共団体が、本事業で「中核となる地方公共団体」に求める要件を満たすことができ、交付申請にあたって補助事業に対し主体的な立場で参画し、主催者としての責務を負っていることを証する書類（協定書等）を提出することが必要となります。

4 . 中核となる地方公共団体に国庫補助金の1/10以上の負担が求められていますが、複数の地方公共団体が共同で事業に参画する場合の負担割合の考え方は。

複数の地方公共団体が共同して事業に取り組む場合は、各地方公共団体の負担額の合計額が国庫補助金の1/10以上であれば要件を満たします。ただし、その場合も中核となる地方公共団体を定める必要があります。

5 . 1年目が採択されれば、2年目以降も自動的に採択されるのでしょうか。

最長5年間の支援ですが、補助金申請は年度ごとにしていただき、補助金額の決定を行います。また、平成32年度に中間審査を実施し、その後の支援の見直しを行います。

6 . 2年次以降の実施計画について、次年度応募の際、変更することは可能ですか。

次年度応募の際に実施計画書を修正することは可能ですが、初年度に全体の実施計画書を確認の上で採否を決定しているため、当初の計画が完全に変わってしまうような変更は認められません。

7 . 平成30年度の実施期間の終期は、いつ頃に設定すれば良いですか。

おおむね、すべての事業終了後1ヶ月以内とし、速やかに実績報告をしてください。

8．次年度にかかる経費の取り扱いを教えてください。

補助金の交付は年度ごとになりますので、補助対象となる期間に契約から支払いまで（年度末に納品・役務の終了がある場合は出納整理期間内に支払い）が行われた経費のみ計上できます。

9．補助金の支払い時期はいつ頃ですか。また、概算払は可能ですか。

補助金の支払は、概ね実績報告書の提出から1～1.5か月程度後となります。原則として事業完了後の精算払となります。

10．地方公共団体が申請主体となる場合、事業に必要な経費を実行委員会へ負担金として給付することは認められますか。

認められます。

11．繰越しや文化芸術のための基金へ投入することは認められますか。

繰越し及び基金への投入は認められません。

12．実行委員会や委託先に文化庁から直接補助金を支払うことは可能ですか。

実行委員会が申請主体となった場合は実行委員会名義の口座に補助金を支払うこととなります。委託先へ支払いをすることはできません。

13．委託費の内訳は、どの程度まで明らかにする必要がありますか。

補助対象経費については、委託費一式、ではなく、費目ごと明らかにするようにしてください。再委託につきましても、費目がいくつかに分かれているもの（公演委託等）については、費目ごと明らかにする必要があります。内訳書は、文化庁の様式で作成してください。

14．委託費が契約額と決算額で異なった場合は、どのように報告をすれば良いのですか。

変更契約書や戻入処理をしたことが分かる書類等、決算額と一致する証憑書類を実績報告書類とともに提出してください。

15．スイートルーム、特別室などへの宿泊費も補助対象経費になりますか。

宿泊費については、当該地域におけるビジネスホテル（シングル）の一般的な料金が補助対象経費となり、これを超える経費については、補助対象外経費としてください。

16．実施事業への協力をお願いする際、手土産を持参したり、会食を行ったりしたいのですが、これらに係る費用は補助対象経費になりますか。

手土産代や飲食費は交際費・接待費に当たるため、補助対象経費に計上することはできません。

17.食に関するフォーラム等で試食を出す等、事業に付随して食材費が発生する場合、補助対象経費に計上することはできますか。

飲食に係る経費は、事業に付随するものであっても、補助対象経費に計上することはできません。

18.物品販売等に関する経費を補助対象経費に計上できますか。

物品販売等に関しては、その事例ごとに経費の計上の適否について検討する必要がありますので、事前に国際文化芸術発信拠点形成事業担当までお問い合わせください。

なお、物品販売に限らず、発生した収入は「事業収入」として必ず計上してください。

19.何らかの理由で、交付決定通知が届く前に申請を取り下げる場合の手続きを教えてください。

文化庁が本事業の応募受付等事務を委託している業者へ速やかに連絡してください。取下書を提出していただきます。

20.実施計画書に記載した内容が交付申請書提出時に変更となった場合、どのように報告をすれば良いですか。

様式は問いませんので、変更となった箇所とその理由を記載し、交付申請書とともに提出してください。ただし、大幅な計画の変更は認められません。

## ・補助金交付要綱

文化芸術振興費補助金（国際文化芸術発信拠点形成事業）交付要綱

平成30年3月28日

文化庁長官決定

（通則）

第1条 文化芸術振興費補助金（国際文化芸術発信拠点形成事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）において定めてあるものの他、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点形成を支援することにより、活力ある豊かな地域社会の実現に資するとともに、文化芸術立国としての国家ブランドの確立に貢献することを目的とする。

（交付の対象となる者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、地方公共団体又は地方公共団体を中核とし、複数の団体によって組織される実行委員会とする。

（交付の対象となる事業及び補助金の額）

第4条 文化庁長官は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文化庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（間接補助金）

第5条 補助事業者は、事業を実施するのに適した法人又は行政機関、地域住民、文化施設、企業等から構成される団体で、代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに補助事業の全部又は一部を実施させる場合においては、その事業の全部を補助事業とし、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができるものとする。

2 前項の規定に基づき交付される給付金を「間接補助金」といい、間接補助金交付の対象となる事業を「間接補助事業」、また、間接補助金交付の対象となる者を「間接補助事業者」という。

（申請の手続）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）を別に定める期

限までに文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、経済的効果を事業目的に含む取組にあっては国庫補助額に対する経済波及効果について、社会的効果・文化的効果を事業目的とする取組にあっては参加人数のほか、それぞれの取組内容・実情に応じた目標を設置しなければならない。また、民間資金等を含む自己財源を増加させ、安定的に事業を実施し、文化芸術事業を含む事業全体が発展・充実していく計画を設定しなければならない。なお、文化庁長官は、補助事業の中間評価を行い、必要に応じて支援の見直しを実施することができるものとする。
- 3 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定)

第7条 文化庁長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式2)を補助事業者に送付するものとする。

- 2 文化庁長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 補助金交付申請書が文化庁長官に到達してから交付の決定を行うまで通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

#### (申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に交付申請の取下げ書(様式3)を文化庁長官に提出しなければならない。

#### (経費の効率的使用等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

#### (計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式4）を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更は、この限りではない。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 文化庁長官は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書（様式5）を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消等）

第12条 文化庁長官は、前条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び、次の各号に掲げる場合は、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱、補助金の交付決定の内容又は法令、告示若しくは本要綱に基づく文化庁長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

（4）交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文化庁長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文化庁長官は、第1項第1号から第3号までに掲げる事由により補助金の交付の決定を取消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第4項の規定を準用する。

（事業遅延の届出）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届（様式6）を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の中止・廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過

した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式7）に関係書類を添えて文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、文化庁長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書において、第6条第2項の定めにより設置した目標に対する成果を報告し、事業の改善に活用しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第15条 文化庁長官は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式8）により補助事業者に通知するものとする。なお、収入額が支出額を上回り余剰が生じた場合は、国庫補助額を減額して額を確定する。

- 2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 文化庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （状況報告及び調査）

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、文化庁長官の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書（様式9）を文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

#### （消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式10）を文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、必要に応じて当該消費税等仕入控除

税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第15条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第19条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(様式11)を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第20条 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第9条から第18条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附則

この要綱は、平成30年3月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費			補助金の額
区分	費目	内 訳	
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料，演奏料，ソリスト料，合唱料，舞踊家・俳優等出演料，エキストラ料，助演料等	予算の範囲かつ補助対象経費の合計額の範囲内とする。
	音楽費	作曲料，編曲料，作詞料，訳詞料，音楽制作料，音楽編集料，副指揮料，コレペティ料，調律料，楽器借料，楽譜借料，写譜料，楽譜制作料等	
	文芸費	演出料，監修料，振付料，舞台監督料，音響・照明プラン料，演出等助手料，著作権使用料，舞台美術・衣装等デザイン料，脚本料，翻訳料，字幕制作費，原稿料，原作料，企画制作料等	
舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費，小道具費，衣装費，かつら費，メイク費，履物費，照明費，音響費，字幕費，舞台スタッフ費，機材借料，舞台設営費等	
	作品借料	作品借料，作品保険料等	
	上映費	上映費，映写機材借料，映写技師謝金，同時通訳関連機器借料等	
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。），会場設営費，会場撤去費等	
	運搬費	道具運搬費，楽器運搬費，作品運搬費等	
賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金，会場整理等賃金，作業員賃金，労災保険料等 臨時に雇用する場合に限る。	
	旅 費	国際航空賃，国内交通費，宿泊費，日当等	
	報償費	講師等謝金，原稿執筆謝金，会議出席謝金，指導謝金，託児謝金等	
雑役務費 消耗品費 等	雑役務費	広告宣伝費，入場券等販売手数料，立看板費，印刷製本費，借料及び損料，傷害保険料，請負費等	
	消耗品費	消耗品費	
	通信費	通信費，郵送料	
	会議費	会議費	
委託費・補助金	委託費	委託費	
	補助金	補助金，負担金，分担金，交付金 事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において，その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。	

補助金の額はその内容を審査の上，文化庁長官が決定する。

(様式1)

第 号  
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者  
所在地  
代表者氏名 印

平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条及び文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

## 記

1 事業の名称

2 実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

事業内容に応じて、その他必要な書類を添付すること。

(様式2)

第 号

## 補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項及び第8条並びに文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日

文化庁長官 印

### 記

1. この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は(下記のとおり修正するほか)申請書に記載された事業計画とする。
2. 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

交付要綱第15条に定める補助金の額の確定額は、第2項の配分された補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)の総額(以下、「実支出額の総額」という。)、又は補助金の額(金額が変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
4. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の規定に従わなければならない。

(様式3)

第 号  
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所在地  
代表者氏名 印

平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付申請取下書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条及び文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

#### 記

1. 交付決定通知書の受領年月日 平成 年 月 日
2. 補助金の交付の申請の取り下げを希望する理由

(様式4)

第 号  
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所在地  
代表者氏名 印

平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱第10条の規定に基づき、申請します。

記

事業の名称	
変更する理由	
変更となる内容	

(注) 該当部分について、変更前、変更後の金額を確認できる資料(収支予算書等)を添付すること。

(様式5)

第 号  
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所在地  
代表者氏名

印

平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)補助事業  
中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱第11条の規定に基づき、申請します。

記

事業の名称	
中止・廃止をする理由	
事業の実施状況	

(様式6)

第 号  
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所在地  
代表者氏名 印

平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)補助事業遅延届

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり所定の期間内に終わることが困難となりましたので、文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱第13条の規定により届け出ます。

記

事業の名称	
遅延する理由	
事業の実施状況	

(様式7)

第 号  
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所在地  
代表者氏名  
印

平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条及び文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助事業の実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

添付書類

- (1)収支決算書(委託費及び間接補助金の内訳書も含む。)
- (2)支出証拠書類(契約書,領収証等)
- (3)事業の成果書類(ポスター,新聞記事等)
- (4)その他

(様式8)

第 号

平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)額の確定通知書

(補助事業者名)

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条及び文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

平成 年 月 日

文化庁長官 印

記

確定額 円

(様式9)

第 号  
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所在地  
代表者氏名

印

補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受け施行中の補助事業について、文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日(予定)	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費 の状況	予算額 円	支出済額 円
	備考	

(様式10)

第 号  
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所在地  
代表者氏名 印

平成 年度文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)に係る消費税等  
仕入控除額確定報告書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助金の額(交付要綱第15条第1項による額の確定額)	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円

(様式11)

平成 年度 国際文化芸術発信拠点形成事業 補助金調書

文部科学省所管

(地方公共団体名)

歳出 予科目	国		地方公共団体								備考		
	交付額の 決定額	補助率	歳入				歳出						
			科目	予算額	収入 済額	科目	予算額	支出 済額	うち国庫 補助金額				
(項)文化振興費 (目)文化芸術 振興費補助金		定額											

- ・「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- ・「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更生予算額、追加予算額、追加更生予算額、追加更生予算額、追加更生予算額等の区分を明らかにして記載すること。
- ・「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。